

## 議案第6号

### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 略

2 略

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 略

2 略

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 鳥取療育園における予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。